

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について                      廃止・制定 20210204保局第1号 令和 3年 2月25日</p>	<p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について                      廃止・制定 20130208商局第3号 平成25年 3月29日                      改正 20161216商局第3号 平成28年12月27日</p>
<p>2. 技術的能力について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 緊急時対応の要件</p> <p>緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。</p> <p>① [略]</p> <p>② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、<u>事業所の近隣（当該事業所に10分以内で到着できる範囲）</u>において一般消費者等からの連絡を円滑に受けすることができる状態で待機することも含まれるものとする。</p> <p><u>また保安機関は、緊急時における一般消費者等からの連絡を事業者として確実に受け、当該連絡に対し確実に対応できる連絡体制を構築していることとする。</u></p>	<p>2. 技術的能力について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 緊急時対応の要件</p> <p>緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。</p> <p>① [略]</p> <p>② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、<u>夜間に事業所の近隣（当該事業所に10分以内で到着できる範囲）</u>において一般消費者等からの連絡を円滑に受けすることができる状態で待機することも含まれるものとする。</p> <p><u>なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合も含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等から連絡を受けた者が、出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えなく、また、自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先としている携帯電話等以外の連絡先への連絡ができないときに備えて、それを保管する連絡先を携帯電話等とすることは差し支えない。</u></p>